

広島県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名 称	所在地		
榎野 圭祐	三原市本郷南 三―七―一二	まきの整骨 院	三原市本郷南 三―七―一二	柔道整復	平成二八年 六月九日
濱田 るみ	廿日市市大野 八六三五―一	からだ元気 治療院 岩 国・大竹店	岩国市麻里布 町一丁目八番 三二号	あん摩マツ サージ指圧	平成二八年 五月二〇日
林 太一郎	呉市長迫町四 ―三	からだ元気 治療院 広 島安芸店	広島県安芸郡 熊野町川角一 丁目一―二一	はり・きゅ	平成二八年 五月二五日
豊岳 則子	三次市大田幸 町三八〇―一	からだ元気 治療院 岩 国・大竹店	岩国市麻里布 町一丁目八番 三二号	はり・きゅ	平成二八年 六月一五日
濱田 るみ	廿日市市大野 八六三五―一	からだ元気 治療院 岩 国・大竹店	岩国市麻里布 町一丁目八番 三二号	はり・きゅ	平成二八年 五月二〇日